

4-4

音符と同じ長さの休符がグループの最初にある場合には、集合を使ってよい。休符がグループの中の他の場所にある場合は、それがどこにあるとも、集合は使うべきではない。

例 4-4



4-5

集合は拍子記号を基準にしている。すなわち 4 分の 2 拍子、4 分の 4 拍子等では 16 分音符は 4 つずつの音符のグループとし、8 分の 3 拍子、8 分の 6 拍子等では、16 分音符は 6 つずつの音符のグループとする。

一般的には、16 分音符は拍子記号の分母が 2 か 4 の場合には、4 つずつに分けられる。分母が 8 か 16 の場合には 4 つずつには分けられない。

32 分音符やもっと短い音符は、拍の中でリズムのまとまりとして、大体において 4 つずつか、6 つずつに分けられる。

4-6

集合は、そのグループが同じ点訳行で終わらない場合には、使ってはならない。

例 4-6

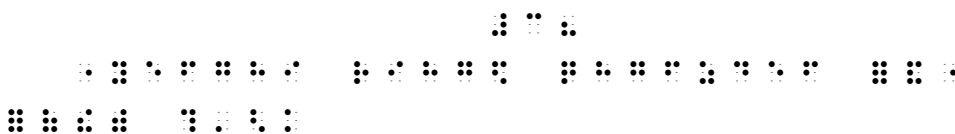


表 1 の記号

⠠⠠⠠	8 分音符・休符かそれより長い音符・休符の分別記号
⠠⠠⠠⠠	16 分音符・休符かそれより短い音符・休符の分別記号
⠠⠠	リズムをグループ分けする記号

4-7

シンコペーションの8分音符が、16分音符の集合と間違えられる可能性のある場合には、明確にするために、長い音価を表す分別記号をつける。

例 4-7

⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮



4-8

墨字において、8分音符が小節線を超えて一まとめにされている場合、リズムのグループを表すために、⋮ ⋮ の記号を使うことが出来る。国によっては、この同じ記号がグループ間の音価の区別を表すために使われている。

例 4-8

⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮



4-9

墨字では、3連符や6連符等の上に、横線に加えて数字も記されている。点字では、これらの数字は各グループの最初の音の前に、表4のように記す。

表4の記号

⋮ ⋮ ⋮	2 連符
⋮	3 連符
⋮ ⋮ ⋮	3 連符
⋮ ⋮ ⋮	6 連符
⋮ ⋮ ⋮ ⋮	10 連符など

4-10

3連符記号には2つの形がある。1マスの記号は、他の連符記号がない場合に用いられる。3マスの記号は、3連符の中にさらに3連符がある場合と、2連符・6連符等がある楽句の場合に用いられる。

例4-10

⋮ ⋮



4-11

連符記号は連続できる。しかし、3マス使う連符記号の場合においては、連続記号の最初には、3の点は必要ない。

例4-11

⋮ ⋮ ⋮
⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮
⋮ ⋮



4-12

墨字の3連符や6連符等に連符の数字が記されていない場合、次の二つの見解がある。

1. それぞれのグループの数字は、上例のように書き入れるべきである。
あるいは
2. グループの間に ⋮ ⋮ の記号を入れる。